

事務事業評価

平成 23 年度

担当グループ 保険・健康増進グループ

基本事項	事務事業名	妊婦一般健康診査事業				整理番号	1203	
	根拠法令等	母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条			実施を義務付ける規定	◎あり ○なし		
	関連する市勢振興計画の基本計画	章	第8章 健康で生きがいある生活を支える	予算目	4 款 1 項 4 目	◎継続 ○新規		
		節	第1節 保健・医療の更なる充実	事業区分	助成・育成			
事業の目的・実施状況等	事業の背景(課題、市民の要望等)	平成9年度から、実施主体が都道府県から市町村へ。国において公費助成拡充の方針と財源措置が示されたことを受け、本市も従来2回分に実施していた公費補助を、平成19年10月から5回分、平成21年4月から14回分の公費補助制度へ拡充を行った。				計画期間	始期	平成 9 年から
	事業の対象及び目的(誰に、何を、どのような状態にしたいのか)	<対象者>市内に住所を有する妊婦。 <目的>妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産が出来る体制を確保する。				終期	平成	年まで
	目的達成のための手段・方法	<実施主体>島原市 <委託契約>財団法人長崎県市町村社会福祉振興財団理事長を代理人として、医療機関及び助産所に委託。 <公費補助額>1人あたり14回(100,000円)。受診票が使用できない県外の実施機関で受診した場合は、申請により償還払を行っている。						
	成果指標 (意図する状態の達成度を図るものさし)	名称等(内容)		単位	21年度	22年度	23年度	
		①妊婦一般健康診査の受診者		目標	件	6,748	5,628	5,628
	活動指標 (意図する状態達成のために実施する活動等)	①対象者へ周知(母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票を交付し、対象者へお知らせしている)		実績	件	4,951	4,877	
②		達成率	%	73.4	86.7			
事業費等の推移	①直接事業費(千円)	19年度	9,127	10,836	35,754	34,893	41,089	40,200
		20年度						
	財源内訳	国県支出金	0	593	11,687	11,545	13,509	13,509
		地方債	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
		一般財源	9,127	10,243	24,067	23,348	27,580	26,691
②従事職員給与費 b1×b2	718	858	1,289	1,290	1,302	1,310		
従事職員数(人) b1	0.10	0.12	0.18	0.18	0.18	0.18		
職員平均人件費 b2	7,179	7,153	7,162	7,168	7,236	7,277		
事業費合計 ① + ②	9,845	11,694	37,043	36,183	42,391	41,510		

【1次評価】

◎事務事業の評価項目と評価の視点		評価内容（判断理由、課題等）	
目的 妥当性	①住民ニーズの変化等により事業の必要性や役割は変わっていないか	A=変わっていない B=一部変わった C=変わった 妊婦に対する健康診査の必要性、重要性は変わらない。	判定 A
	②事業を民間(NPO、市民、ボランティア等)に任せることはできないか	A=可能でない B=一部は可能 C=可能である 財団法人長崎県市町村社会福祉振興財団理事長を代理人として、医療機関及び助産所に委託している。助成費用の支出を市が行っている。	A
	③対象等は事業目的に見合っているか、拡大や絞込む必要はないか、見直しによる費用対効果の向上が図られないか	A=概ね適切 B=改善の余地あり C=見直しが必要 D=適切ではない 市内に住所を有する全ての妊婦を対象としており、適切に実施している。	A
有効 性	④事業の実施により初期の目的や目標がどの程度達成されているか	A=達成している B=一部達成している C=あまり達成していない 妊娠・出産にかかる経済的負担を軽減することができている。	A
	⑤成果の状況を踏まえ、手段等を工夫したり事業内容を見直すことで、成果をさらに向上させる余地はありませんか	A=十分成果が得られている B=検討の余地あり C=見直しが必要 市内に住所を有する全ての妊婦に、標準的な健診回数、内容について、全額公費負担を行っている。	A
効 率 性	⑥活動量や成果を下げずにコストを削減できないか、投入された資源量に見合う結果が得られているか、改善の余地はありませんか	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 財団法人長崎県市町村社会福祉振興財団理事長を代理人として、医療機関及び助産所に委託している。助成費用の支出を市が行っている。	A
	⑦事業の効率性を上げるため、他の事業との統合や事務の省力化など見直す余地はありませんか	A=見直す余地はない B=統合等、検討の余地あり C=見直しが必要 財団法人長崎県市町村社会福祉振興財団理事長を代理人として、医療機関及び助産所に委託している。助成費用の支出を市が行っている。	A
	⑧組織間の連携や役割分担に改善の余地はありませんか。	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 財団法人長崎県市町村社会福祉振興財団理事長を代理人として、医療機関及び助産所に委託している。助成費用の支出を市が行っている。	A
公平 性	⑨事業の対象者全員に偏りなくサービスが提供されていますか。全体コストから見て受益者の負担割合は適切か、使用料等の見直しの余地はありませんか。	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 市内に住所を有する全ての妊婦に、標準的な健診回数、内容について、委託料又は償還払いにて全額公費負担を行っている。	A
⑩市民参加、市民協働が配慮されているか、市民参加を拡大する余地や、新たに取り組む余地がないか A=概ね適切・現状維持 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要			A
判定評点平均 A=3、B=2、C=1、D=0として換算			3.00

◎ 総合評価

評価 結果	<input checked="" type="radio"/> A 継続実施(特段の見直しは行わない) <input type="radio"/> B 改善・見直しを行う <input type="radio"/> B1 事業規模の拡充 <input type="radio"/> B2 事業規模の縮小 <input type="radio"/> B3 事業内容の改善・見直し <input type="radio"/> B4 その他の見直し <input type="radio"/> C 休止(隔年実施などへの変更) <input type="radio"/> D 廃止(終期の設定等を含む)	判断理由	国からの通知に基づき、妊娠中に必要な健康診査(14回)の公費負担を行っている。今後も、妊婦の健康管理、経済的負担軽減のために継続して実施していく必要がある。
	今後の課題及び改善策、見直しの状況		(実施上の課題等) 国からの通知を受け、平成21年度から公費負担回数を5回から14回へ拡充した。平成21年度から拡充した9回分について、国庫補助・地方交付税各2分の1の財政措置がされた。その財政措置については、平成24年度以降については未定だが、平成24年度末までについては、財政措置が延長になる見込みがある。
・総合評価で、「見直し・改善」を行うとした場合、見直しを行う上での今後の課題や事務事業の改善・見直しを行うことにより予想される効果も併せて記載ください。 ・本年度の事業を実施するにあたり、事業内容等の見直し(改革・改善、終期の設定など)を行っている場合は、その内容についても記載ください。			

【2次評価】

総合判定	A 継続実施(特段の見直しは行わない)
備考	

【3次評価】

総合判定	
備考	

評価結果を踏まえた次年度予算への反映状況		
① <input type="checkbox"/> 事業費縮減(事業の見直し)	③ <input type="checkbox"/> 成果向上に向けた事業費増加	↓ 予算措置額の増減
② <input type="checkbox"/> 民間委託等によるコストの縮減	④ <input type="checkbox"/> 事務の効率化による現状維持(事業内容の拡充)	△ 889 (千円)